

- ◇緑の週間 1日～7日
- ◇身体障害者福祉強調運動 1日～30日
- ◇婦人週間 10日～16日
- ◇環境衛生週間 19日～25日
- ◇切手趣味週間 20日～26日

昭和29年10月15日
第3種郵便物認可

毎月1日発行
定価1部3円

本報おだわら

発行所
小田原市役所
小田原市城内3番22号
〒250・電話 22-1111
編集兼発行人
平野進
株式会社文進堂印刷
全世帯配布

小田原市の推計人口
3月1日現在
人 153,062人
口 75,971人
男女 77,091人
世帯 36,011世帯
増 72人
前月の増 50人
との増 22人
比較 5世帯増減

新年度暫定予算など議決

一般会計 一億八千万円を補正

市議会
3月定例会

市議会三月定例会は、三月十二日、市の議場で開会され、まず会期を九日間と定めたのち、二月に行なわれた市議会議員補欠選挙に当選した権野恵二議員の議席を指定するともに、同氏を文教民生常任委員に選任しました。

続いて、昨年十二月定例会で文教民生常任委員会に審査を付託された「国鉄の列車便所を改善し黄害をなくす請願」について、委員の長から審査の経過並びに結果が報告され、報告どおり不採択とし、同じく十二月定例会で決算特別委員会に審査を付託された昭和四十四年度小田原市一般会計および各特別会計歳入歳出決算認定案について、委員長から審査報告が行なわれ、報告どおり各決算認定案を認定しました。

次いで、市長から事故賠償に関する専決処分報告が行なわれたのち、昭和四十三年度小田原市一般会計予算に関する専決処分の承認を承認しました。

引き続き、昭和四十三年度小田原市一般会計補正予算案十件、昭和四十四年度小田原市一般会計暫定予算案十一件、条例案十三件等が一括上程され、市長の提案説明が行なわれました。

十四日、本会議が再び開かれ、各議案に対する質疑が行なわれたのち、各常任委員会に審査を付託して散会しました。

翌十五日から十八日まで休会となり、その間十七、十八日両日にわたって各常任委員会は付託された議案について審査を行ないました。

十九日、本会議が再開され、まず昨年十二月定例会で、文教民生常任委員会に付託された「交通災害をなくす請願」について、委員長から審査の経過並びに結果が報告されたのち、

なほ、この定例会で議決された予算および条例のうち、おもなものは別掲のとおりです。

続いて、各常任委員長から付託された各議案の審査結果の報告があり、質疑、討論が行なわれたのち、条例案十一件を修正可決したほか、いずれも原案のとおり可決しました。

引き続き、市政全般についての一般質問が行なわれ、翌二十日定例会は閉会しました。

なほ、この定例会で議決された予算および条例のうち、おもなものは別掲のとおりです。

昭和四十三年度一般会計補正予算
今回議決された一般会計の補正額は、一億八千九百九十一万八千八百円におよび、これにより一般会計の予算規模は、四十四億九千九百四十二万五千円となりました。

一方、歳出では、人事院勧告にもとづく国家公務員の給与改訂に準ずる職員の給与改訂関係費および前市長等に対する退職手当等の追加人件費をはじめ、受診者の増加に伴う老人健康診査委託料、保育車庫の改正に伴う児童福祉施設費、民間保育所建設補助金、商店街共同施設設置補助金、交通災害共済、国民健康保険および下水道会計への繰出金並びに新学学期に普通教室の不足が予想される小学校的プレハブ教室関係費、その他当分の必要経費が追加計上されました。

う回路の改良費など計上

昭和44年度一般会計暫定予算

今回議決された昭和四十四年度一般会計暫定予算額は千億五千四百六十六万四千円、四月から六月までの三ヶ月間に必要な経費の事務費、維持管理費、定例的な各種行事費、その他が見込まれ、政策的経費は緊急を要するもののほかは原則として計上されていません。

この暫定予算の歳出のうち、特にみなさんに関係の深いおもなものをみてみましょう。

市民相談の窓口の一本化をはか

この改正は、昭和四十四年度の市税から適用されます。

小田原市交通災害共済条例の一部を改正する条例
この条例は、交通災害共済の加わっている、有効期限がくるまでは従前のとおりです。

特別室使用料を制定
この改正により新たに定められた特別入院料(加算額)は、次のようになります。

特別室A(バス、トイレ、冷蔵庫) 一日 三千五百円
特別室B(トイレ、応接セット付) 一日 二千五百円
三入室(南側病室) 一日 四百円(従前は二百円)
六入室(西側病室) 一日 二百円

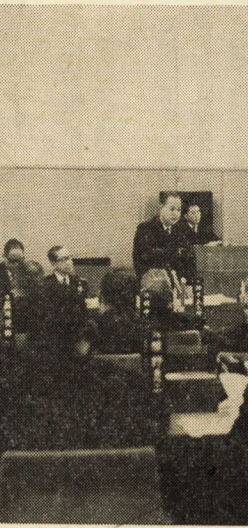
市立病院診療報酬等条例の一部改正

昭和44年度一般会計暫定予算

入資格者として、従来市民のほか、市内に勤務先を有する市外居住者を認めましたが、近隣市町でそれぞれこれらの制度を実施し、また実施予定をしており、市外居住者を受け入れる制度が実情に

市税の滞納整理に
本市の納税成績は、日ごろから市民のみなさんの深いご理解と熱心な協力により毎年好成績をおさめています。おかげで市の道路、学校、下水道など多くの事業を進めるうえでたいへん役立っています。納税成績のよさは、市のいろいろな事業を進めるのに大きな影響を及ぼします。市では、ことしもよい納税成績をあげるため、市税の年度未滞納整理を五月三十一日まで行ないます。

なにかの都合で未納となつてい



三月定例会本会議

入資格者として、従来市民のほか、市内に勤務先を有する市外居住者を認めましたが、近隣市町でそれぞれこれらの制度を実施し、また実施予定をしており、市外居住者を受け入れる制度が実情に

昭和44年度各会計暫定予算集計表

会計別	暫定予算額
一般会計	1,010,546
特別会計	3,018,913
特別会	8,910
特別計	180,542
国民健康保険診療施設	107,532
国民健康保険診療施設	2,611
農業共済事業特別会計	3,623
土地区画整理事業特別会計	7,349
交通災害共済事業特別会計	13,030
小計	3,342,510
水道事業会計	336,343
病院事業会計	144,539
小計	480,882
合 計	4,833,938

小田原お城まつり

5月3日(憲法記念日) 大名行列 (小雨決行、雨天の場合5日) 主管 お城まつり大名行列実行委員会 協賛 箱根町観光協会

順路予定 天守閣広場(12時出発)→めがね橋→御幸の浜交差点→代官町→魚がし→高梨町の前通り→青物町→国際通り→大工町→銀座→竹の花→浦町→錦通り→お堀端通り→まなび橋→天守閣広場(15時30分帰着予定)

行列編成 宣伝力←音楽隊←鼓笛隊←先導車←鼓笛隊←国旗・市旗←オープンカー←議員団←大名行列本隊←民謡パレード←鷹行列←小田原ばやし←救急車

5月4日(日) 演芸会 (明治製菓スィードショー) 11時・13時 (雨天中止) 提供 明治製菓株式会社 城址公園野外劇場

5月5日(こどもの日) 演芸会 10時30分・13時 (雨天の場合 13時市民会館) 城址公園野外劇場
おもな出演予定者 牧伸二・ロスインデオス・チャンバラトリオほか

5月4日・5日 小田原花の展覧会 市民会館2階展示室
5月11日 将棋大会 協賛 日本将棋連盟西湘支部 市民会館
主催 小田原市 協賛 小田原商工会議所 小田原市商店街連盟



子どもを交通事故から守る運動

4月1日から県下いっせいに

家庭のしつけが大切

特に路上遊びや飛び出しに注意

四月一日から二十日間、県下いっせいに「子どもを交通事故から守る運動」が行なわれます。

この運動は、新入学、入園の時期を控え、子どもに正しい交通安全のルールを指導することにも、子どもをとりまくすべての人々に子どもを交通事故から守る気運を高め、県民総ぐるみにより子どもの交通事故を減らそうとするものです。

昨年県下では、子どもの交通事故が五百五十九件発生し、八十七人が重傷を負い、七人が死亡しています。

小田原市内でも子どもの事故が百六十九件発生し、うち死亡五人、重傷四十一人、軽傷百三十八人を数えています。これを小・中学生だけについてみますと、登下校時に十八人、帰宅後に四十二人が事故にあい、うち三人の小中学生が帰宅後に死亡しています。

子どもを交通事故は、ますます増加の傾向を示し、いまや大きな社会問題となつています。

みんなの力でこの運動をもちあげ、幼い命を守ることに努力しましょう。

そのためには、みなさんに次のことを守っていただきたいです。

①車のすぐ前や、すぐあとを横切らないように、また道路の横断

は手をあげて車に合図し、安全をたしかめてから横断歩道を渡るようにしつけましょう。

②幼児のひとり歩きや、路上遊びは危険です。

③幼い子どもは、母親がよく見守り、必ず手をひいて歩くようにしつけましょう。

④子どもは道路で遊ばせないようにしつけましょう。

⑤ひとり歩きの幼児や道路を遊んでいる子どもを見たら、わが子と思ひ注意しましょう。

⑥子どもの事故は、学校がひいてからの方が多く、その大半を占めています。まず家庭でのしつけが大切です。



子どもは道路で遊ばせないようにしつけましょう。

プロパンガスの取り扱い注意が最高

一般家庭の消防査察結果

消防署と消防団では、三月七日から十三日まで春の火災予防運動の一環として、市内の一般家庭五千九百世帯を対象に延べ七百五十九人を動員し、消防査察を行いました。

今回の査察は、最近著しく普及しているプロパンガスや、石油風呂がまのほか、タバコやたき火、で質通部の造りの悪いもの、煙突などの防火指導を重点に実施しました。

査察の結果は、別表のように指す。器具の破損したものをそのまま使用したり、火の取り扱い場所が乱雑で、特に危険で再指導を必要とするものが十三世帯ありました。

そのほか、煙突で指導したものは、破損しているものは、家族みんなで注意し、火災予防について相談があり、係へお尋ねください。

課(電話の二二五番内線指導)

種別	実施件数	指導内容	指導件数	計	比率(%)
プロパンガス	3,156	使用後元栓がしめてない	561	1454	46
		ボンベが直射日光のあたる場所にある	394		
		ゴム配管にバンドがない	303		
		配管にき裂がある、また老化している	63		
		屋外の配管に必要以上ゴム管を長く使っている	57		
		周囲に燃えやすいものがある	39		
		ボンベが屋内にある	16		
石油風呂がま	1,200	通気換気が悪い	14	203	17
		配管部分から漏れがある	4		
		その他	3		
		落差式のもので煙突が短い	125		
煙突	1,661	すずがあり手入れが悪い	55	288	17
		器具が破損、故障している	16		
		周囲が乱雑、または燃えやすいものがある	6		
		落差式のもので煙突が細い	1		
		き裂、破損している	107		
貫通部の造りが悪い	106				
間隔、位置等が適当でない	53				
屋根上及び軒上の長さが短い	22				

比率(%)は実施件数と指導件数との比

①子どもは道路で遊ばせないようにしつけましょう。

②幼児のひとり歩きや、路上遊びは危険です。

③幼い子どもは、母親がよく見守り、必ず手をひいて歩くようにしつけましょう。

④子どもは道路で遊ばせないようにしつけましょう。

⑤ひとり歩きの幼児や道路を遊んでいる子どもを見たら、わが子と思ひ注意しましょう。

⑥子どもの事故は、学校がひいてからの方が多く、その大半を占めています。まず家庭でのしつけが大切です。

自動車運転する
かたへ

①子どもは道路や車のかけからいきなり飛び出してくることが多いため、十分注意して車を運転しましょう。

②発車のときやバックするときには必ず安全を確認しましょう。

③横断歩道では必ず止まって子どもを安全に渡しましょう。

特に小さい子どもを運んだお母さんに、これが目立ち、親子連れで車の直前横断をして事故にあい、子どもさんが犠牲になった例もあります。

講習内容および時間

講習時間は約一時間で、その内容は最近の交通関係法令の改正要点および安全運転の基礎知識について。

詳細は、もよりの警察署交通課にお問い合わせください。

小田原警察本部
神奈川県交通安全協会

暴力、緊急事件は
一一〇番へ

小田原警察署

自動車を運転する
かたへ

①子どもは道路や車のかけからいきなり飛び出してくることが多いため、十分注意して車を運転しましょう。

②発車のときやバックするときには必ず安全を確認しましょう。

③横断歩道では必ず止まって子どもを安全に渡しましょう。

特に小さい子どもを運んだお母さんに、これが目立ち、親子連れで車の直前横断をして事故にあい、子どもさんが犠牲になった例もあります。

講習内容および時間

講習時間は約一時間で、その内容は最近の交通関係法令の改正要点および安全運転の基礎知識について。

詳細は、もよりの警察署交通課にお問い合わせください。

小田原警察本部
神奈川県交通安全協会

暴力、緊急事件は
一一〇番へ

小田原警察署

自動車運転する
かたへ

①子どもは道路や車のかけからいきなり飛び出してくることが多いため、十分注意して車を運転しましょう。

②発車のときやバックするときには必ず安全を確認しましょう。

③横断歩道では必ず止まって子どもを安全に渡しましょう。

特に小さい子どもを運んだお母さんに、これが目立ち、親子連れで車の直前横断をして事故にあい、子どもさんが犠牲になった例もあります。

もうお済みですか
引揚者特別交付
金請求手続き

昭和四十二年八月から引揚者特別交付金請求手続きがはじまり、すでに千件以上の請求があり、うち約六百件がたがたに国庫債券が発行されています。

しかし、引揚者の終戦当時の本籍地が認定都道府県になっていないため、北海道、九州等ではたいへん障害となつています。

市内には約九百三十個の防火水道に駐車する車が急増し、わきそうや消火せんが、煙突をつけたり、ふたを黄色に塗つたりして、一般にわかるようになっている策をたててありますので、道路交差点のすぐ近くでもかまわず駐車通法で定められているように、防火水そうや消火せんから五メートル以内

五メートル以内は禁止です
防火水そう付近の駐車

市内には約九百三十個の防火水道に駐車する車が急増し、わきそうや消火せんが、煙突をつけたり、ふたを黄色に塗つたりして、一般にわかるようになっている策をたててありますので、道路交差点のすぐ近くでもかまわず駐車通法で定められているように、防火水そうや消火せんから五メートル以内

市内には約九百三十個の防火水道に駐車する車が急増し、わきそうや消火せんが、煙突をつけたり、ふたを黄色に塗つたりして、一般にわかるようになっている策をたててありますので、道路交差点のすぐ近くでもかまわず駐車通法で定められているように、防火水そうや消火せんから五メートル以内

家族そろって加入しよう

小田原市交通災害共済

①掛金は 年額 16歳以上 300円
16歳未満 120円

②共済期間は 加入時から満1年

③加入できる人は 市内に居住し、住民基本台帳に記載されているかた。

④対象となる交通事故は 自動車、原動機付自転車、軽車両(自転車など)、トロリーバスなどの交通による人身事故および歩行者の踏切内の事故等です。その事故を取り扱った警察署の発行する事故証明書、医師の診断書、加入者証を請求書にそえて市役所広報交通課交通共済係に提出すれば見舞金が支給されます。

⑤見舞金を受けるには (日本国内の事故であればどこで起きた事故でも適用されます。また、この見舞金は、健康保険、労災保険、自動車損害賠償責任保険などに関係なく支給されます。)

申し込みは 市役所広報交通課(窓口3番)、または各支所へ
お問い合わせは 広報交通課交通共済係 TEL(22)-1111

住まいの建築展
4月19日・20日・21日
市民会館 21階

見舞金の額は

- 死亡のとき 70万円
- 1年以上の治療を要する傷害のとき 20万円
- 6カ月以上の治療を要する傷害のとき 10万円
- 3カ月以上の治療を要する傷害のとき 5万円
- 1カ月以上の治療を要する傷害のとき 2万円
- 1週間以上の治療を要する傷害のとき 5千円

交通事故相談

毎月 第1・第3 水曜日
午後1時 ~ 午後3時

(場所) 市役所市民相談室
(相談員) 弁護士

土地、建物、夫婦問題など

多い身の上相談 市民相談室の実情



好評な市民相談室

昨年の四月からこの三月末まで一般相談で取り扱ったものは、一千三百四十三件、特別相談で扱ったものは、三百五十七件となつています。

このうち特別相談の内訳をみると、交通事故相談三十六件、行政苦情相談三十一件、人権擁護相談百一十二件、心配ごと相談五十八件、宅地建物法律相談七十七件、高齢者職業相談四十三件となつています。

さらにこれら一般、特別相談を内容別にみると、市政関係は、交通事故相談、交通安全施設および交通規制の要望など二百一十一件、市道、農道、用水路等の

管理および補修など九十九件、生活保護、児童、老人、母子世帯等の福祉および内職相談など七十四件、市税、土地所有権などの相談四十八件、ごみ、し尿処理および環境衛生問題三十七件、下水道、水道工事など二十九件、戸籍、転出入手続など二十八件、市営住宅入居など住宅問題二十五件、騒音、悪臭、煙害などの公害問題二十件、児童の教育や教育施設など十二件、国民年金、国民健康保険など九十三件、その他九十三件、計六百九十八件となつています。

市政に対する市民のかたがたの要望、意見、苦情などを聞き、これを市政に反映させると同時に、みなさんの身の上相談にも応じるため昨年四月に設置された市民相談室は、事務開始以来利用者が漸増し、市民サービスと市民福祉の向上に大きな成果をあげています。

また市政以外では、一般、特別相談の内訳をみると、土地建物関係三百三十七件、夫婦、親族間

三月七日市民会館で、小田原市青少年問題協議会主催による青少年育成推進大会が、来賓各位の出席のもとに盛大に行なわれました。

当日は、特に、青少年問題で本市と交流活動を行なっている岸和田市から参加された青少年問題協議会役員や青少年課長と本市の子

相川さんらに感謝状 青少年育成推進大会

ども会、保護司、青少年指導員、母親クラブ等の代表とにより「おとなは子どもに何をさせてやるのか」というテーマでパネル討論が行なわれ、参加者も多く感銘を与えられました。

なお、この討論にきたち本協議会会長である市長から長年本市青少年の育成につとめたかたがたに、感謝状と記念品がそれぞれ贈られました。

なお、被表彰者は次のとおりです。(敬称略)

- 相川アサ(根府川) 石崎敏治(中町) 石井勝(栄町) 内田佐七(酒匂) 内田晴也(酒匂) 小沢庄太郎(浜町) 尾崎尚子(本町) 加藤ヤエ(多古 羅島一(栄町))
- 小菅初太郎(国府津) 小泉英彦(本町) 杉崎武夫(本町) 鈴木信次(酒匂) 竹田英俊(本町) 鳥居元治(上首我) 中村佐一郎(中里) 中村公三(浜町) 星野幸一(井)
- 細田 本場房江(曾我谷津) 松島恵助(西大友) 村山孝夫(狹路) 山室栄三(浜町) 山本トク(板橋) 山口正隆(栄町) 和田保治(二宮町)

青少年育成推進功労者の感謝状贈呈式



青少年育成推進功労者の感謝状贈呈式

三千七件、高齢者職業関係四十五件その他二百二十八件、計一千二百一十二件となつています。

以上の相談内容からみて、市政関係のものより市政以外のものが多く、しかも土地・建物、夫婦・親族関係が予想以上に多くなつており、これらに現在の世相がよくあらわれています。

なお、市民相談室では、次の日程で相談に応じていますので、どうぞ気軽にご利用ください。

- 相談実施日**
- ◇一般相談 毎日執務時間中
 - ◇特別相談
 - ①人権擁護相談 毎月第1・2火曜日 午前10時～午後3時
 - ②行政苦情相談 毎月第2火曜日 午前10時～午後3時 (行政相談員)
 - ③一般法律相談・交通事故相談 毎月第1・第3水曜日 午後1時～午後3時 (弁護士)
 - ④高齢者職業相談 毎月第1・第2金曜日 午前10時～午後3時 (県社会福祉協議会高齢者無料職業紹介所職員)
 - ⑤心配ごと相談 毎週月曜日 午前10時～午後3時
 - ⑥市税の相談 毎月5の付の日 執務時間中 (市役所税務部職員)
 - ⑦宅地建物法律相談 年四回 (弁護士)
- なお、本年度は巡回相談を四回実施する予定です。

特別展「小田原の宿」

4月21日～7月10日
小田原城天守閣中4階

福祉資金を貸し付け

母子家庭へ
一家の支柱を失い、生計から子どもの養育まで、いろいろな苦勞が多い母子家庭のかたがたを援助するため、保護課では母子福祉資金の貸し付け事務を行なつていますので、ぜひご利用ください。

◇資金の種類
住宅、事業開始、事業継続、技能習得、修業、修学、就学したく、就職したく、転居、生活資金等

◇申し込み場所
小田原市福祉事務所保護課
なお、母子福祉資金の貸し付けは、母子相談員がおりますので、母子相談員がおりますのでご利用ください。

◇ご利用は、月曜日から金曜日までの午前中にお願ひします。

2月の地域別献血実績

2月の地域別の献血実績は次のとおりでした。今後ともみなさまのご協力をお願いいたします。

実施日	献 血 組 織	申込者	不適格者	献 血 者
13日	小田原保健所	43人	1人	42人
14日	第19区、第20-1区自治会	94	20	74
16日	第63区	51	12	39
17日	第59、60、61区	77	14	63
20日	大同毛織小田原工場	276	67	209
25日	銀座ながら会	82	9	73
27日	小田原保健所	8	0	8
11日	第58区自治会	33	6	27
計		664	129	535
4月から累計		11,463	2,117	9,346

水道部では、上水道給水装置の設計に従事したことがある者、技能者の資格試験を受けることができます。

給水装置工事責任技術者、技能者の資格試験

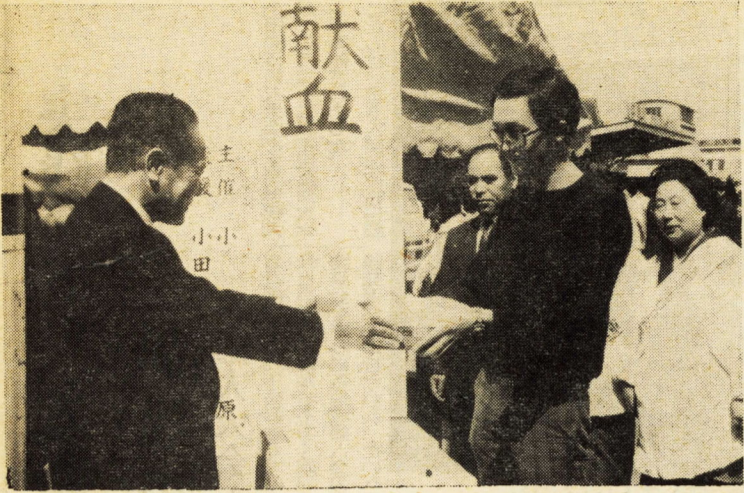
公共の広場や河川へ絶対に「ごみ」を捨てないでください。

お 願 い

公共の広場や河川へ絶対に「ごみ」を捨てないでください。

次の条件のうちいずれかに該当し、受験を希望するかたは、四月十日までに直接市の水道部へお申し込みください。

- ①責任技術者
 - 高校またはこれと同等以上の学校で衛生工学関係の学科を修了し、二年以上給水工事に従事したことがある経験者。
 - ②水道事業を営む公共団体で引き続き五年以上給水工事に従事したことがある経験者。
- ②技能者
 - 責任技術者II実地試験・給水管接合法・ねじ切り
 - 責任技術者受検手数料五百円
 - 技能者受検手数料 三百円



市長から記念品を贈られる献血1万人目の人、多賀さん(写真右)

本市の地域ぐるみの献血運動は二年目を迎へ順調な歩みを経てきました。三月二十四日、小田原駅前街頭献血で四十三年度の献血者が一万人を突破しました。

これを記念して、二万人目の市内緑四、多賀調さん、二万人前後の湯河原町の権藤よし子さんと開成町の大村正太さんに中井市長から記念品が贈られました。

本市の献血推進事業は、四十二年四月以降地域ぐるみの献血運動が実を結び、二万二千八十四人の献血者があり、人口比率では日本一の成績でした。四十三年度も一万人の突破により、再び日本一の献血成績をあげることができました。

献血一万人を突破 みなさんのご協力に感謝

これは、市民のみなさんをはじめ関係者のご理解とご協力によるものであり、深く感謝していただきます。

交通事故や病気にともなう輸血は、年々増加しています。この輸血が円滑に行なわれるには、十分な血液が必要です。なお一層献血運動にみなさんのご協力をお願いいたします。

皆様の善意な献血をお願いします

と き 毎月第2、第4日 午前10時～午後3時
と ころ 小田原保健所(南町2-4-45) 電話 22-3135

250余人に記念品 新規就職者を励ます会

市青少年問題協議会主催による新規就職者を励ます会が、三月四日市民会館小ホールで開催されました。

この励ます会は、こしし中学を卒業し、新たに就職する少年、少女たちが勤労者としての責任と義務を自覚し、立派な社会人となることを願ひ開かれたものです。

当日は、小雪が降つているにもかかわらず、新入社員が二百五十余人出席しました。

市長をはじめ、市議会議員、警察署長など来賓のかたがたのほかに、先輩からの励まし言葉やお祝いの言葉があり、就職者全員に市青少年問題協議会会長である市長から記念品が贈られました。

また、県青少年センターの配慮により、マリンバの演奏も行なわれ、少年、少女たちは楽しいひとときを過ごしました。

4月の市民相談室

- ◇一般相談 受付時間 毎日午前8時30分～午後5時(休日、土曜日午後を除く) 市の仕事についての要望や苦情、生活上の問題などなんでもご相談をお受けしていますから、お気軽にご利用ください。
- ◇特別相談(無料)
- 人権擁護相談 8日 午前10時～午後3時(毎月第2火曜日) 人権擁護委員、法務局職員
- 行政苦情相談 8日 午前10時～午後3時(毎月第2火曜日) 行政相談員
- 一般法律相談 2日・16日 午後1時～午後3時(毎月第1・第3水曜日) 弁護士
- 交通事故相談 4日・11日 午前10時～午後3時(毎月第1・第2金曜日) 高齢者無料職業紹介所職員
- 心配ごと相談 7日・14日・21日・28日 午前10時～午後3時 毎週月曜日民生委員
- 市税の相談 5日・15日・25日 午前8時30分～午後5時(毎月5の日、当日が休日の場合は翌日、土曜日は午前中)

